

仕様書

1 案件名称

「困難な問題を抱える女性」に対する広報啓発業務委託

2 業務目的

本市では、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号。以下「法」という。）」をふまえ、令和6年3月に策定した本市基本計画に基づき、すべての人の人権擁護と男女平等の理念のもと、だれもが安心かつ自立して暮らせる社会の実現をめざし、「日常生活又は社会生活上において困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性）（以下、「困難女性」という。）」への最適な支援を早期から途切れることなく包括的に受けられる体制整備の一環として、令和6年8月より、女性相談支援員による困難女性への支援を実施している。

本事業は、本市がめざす「すべての人の人権擁護と男女平等の理念のもと、だれもが安心かつ自立して暮らせる社会」実現のため、相談に至っていない潜在的な困難女性へのアプローチに主軸を置き、さらに多くの対象者に女性相談窓口等に関する情報が届くよう、動画及びポスターの制作並びに動画配信等を委託し、効果的な広報啓発を実施するものである。

3 契約期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

4 業務内容

業務にあたっては、「困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針（令和5年3月29日厚生労働省告示）」及び「大阪市 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（<https://www.city.osaka.lg.jp/shimin/page/0000621932.html>）」を必読し、本市の女性支援施策に関する基本的な考え方や困難女性の特性を充分理解したうえで、各業務の連携等、事業全体で効果が最大化できるように考慮すること。

困難女性は、DVや虐待等の経験が背景にあることで、自尊心が欠如している場合も多く、自身の抱える困難な問題に気付きにくい、また、なかなか相談する勇気を持ちにくいという特徴がある。したがって、動画及びポスターについては、自力では相談にたどり着くことが難しい方を相談につなげる後押しとなるものを工夫して制作する必要がある。併せて、困難女性の身近な人々や広く社会に向けた啓発も必要である。さらに、見る者の2次被害を助長するような内容とならないよう留意しなければならない。

なお、動画及びポスターについては、令和7年度以降についても本市にて活用を予定していることから、継続的に使用できるものである必要がある。

（1）計画書の作成

契約締結後、本市指定場所にて速やかに本市との打ち合わせを実施する。打ち合わせ実施後、本事業に係る計画書を作成し、本市と内容を調整のうえ、提出すること。

作成にあたっては、事業全体の実施に向けた業務スケジュールならびに次の①～③の記載を必須とする。なお、①イ・ウ及び②Aで示す「困難女性」については、祖父母や父母、兄弟姉妹等からの暴力（身体的暴力、精神的暴力、性的暴力、経済的暴力、社会的暴力、子どもを利用した暴力を含む）により家庭内に居場所がなく、自立に向けた支援が必要な女性を指す。

- ① 動画（15 秒または 30 秒×1 種類、提案秒数×1 種類）・ポスター（B 2 縦サイズ 1 種類）の内容

※次のア～エを満たすこと。

ア 困難女性（特に若年女性）に対し、自身が抱えている問題への気づきを促し、相談につなげる。

イ これまで自身の周りにいる困難女性の存在に無関心であった層に対し、困難女性への支援の必要性を認識させる。

ウ クレオ大阪女性総合相談センターと女性相談支援員の違いを明確にするとともに、両者の認知度を向上させる。（参考：別紙 1）

エ 本市ホームページ（大阪市女性のつながりサポート相談室

<https://www.city.osaka.lg.jp/contents/wdu060/tsunagarisupport/>）に誘導する。

- ② 動画配信方法（媒体・広告形態・配信時期・配信期間）

※次のA及びBそれぞれについて提案すること。なお、本市が無料で利用できるものは提案対象とならない。

A 困難女性（特に若年女性）本人に確実に届く配信方法

B 多くの人の目に触れる配信方法

- ③ 本事業に係る効果検証・分析方法

（2）動画及びポスターの制作

4（1）の計画書に基づき、配色・フォント・画像等のデザイン及び全体レイアウトを行った動画案（絵コンテ）及びポスター案を契約締結日から起算して 60 日以内に作成し、本市に提出すること。

提出された動画案（絵コンテ）及びポスター案に対し、本市は校正を行うが、校正については 2 回程度を想定している。本市が校正指示を行った場合、校正指示を受けた日から起算して 3 開庁日以内に校正案を本市に提出すること。

本市が動画案（絵コンテ）及びポスター案を承認した後、下記に基づき、動画及びポスターを制作のうえ、本市へ納品すること。

◇ 動画

	秒数	規格（ファイル形式/解像度）
①	15 秒または 30 秒	MPEG-4（拡張子は『.mp4』）/ 16：9のフルHD（1080 i）
②	提案秒数	MPEG-4（拡張子は『.mp4』）/ 16：9のフルHD（1080 i）
③	15 秒または 30 秒	MPEG-4（拡張子は『.mp4』）/ 9：16のフルHD（1080 i）
④	提案秒数	MPEG-4（拡張子は『.mp4』）/ 9：16のフルHD（1080 i）
⑤	15 秒または 30 秒	4（3）で使用する規格
⑥	提案秒数	4（3）で使用する規格

※詳細については、受注者の提案に基づき、発注者と協議のうえ決定する。

※必要に応じてテロップをつけること。（スピーカーのない環境（無音声）での放映時も問題のないように考慮すること。

◇ ポスター

規格（サイズ）	媒体
B 2（横 515mm×縦 728mm）	紙
B 2（横 515mm×縦 728mm）	電子データ ※ファイル形式PNG （拡張子は『.png』）

※詳細については、受注者の提案に基づき、発注者と協議のうえ決定する。

（3）動画配信

4（1）に基づき、4（2）の動画を適切な時期に配信し、適宜配信状況等を報告すること。
ただし、全ての配信について、令和8年2月13日までに終了すること。

（4）広報効果の検証・分析

4（1）に基づき、4（3）の動画配信の広報効果の検証・分析報告書を作成し、本市に納品すること。

5 納品

（1）納品物

ア 4（1）の計画書 CDで1部（納品日：契約締結日から起算して30日以内）

イ 4（2）の動画（納品日：動画案（絵コンテ）の本市承認日から起算して50日以内）

	秒数	規格（ファイル形式/解像度）	本市納品数量
①	15 秒または 30 秒	MPEG-4（拡張子は『.mp4』）/ 16：9 のフルHD（1080 i）	DVDで1本
②	提案秒数	MPEG-4（拡張子は『.mp4』）/ 16：9 のフルHD（1080 i）	DVDで1本
③	15 秒または 30 秒	MPEG-4（拡張子は『.mp4』）/ 9：16 のフルHD（1080 i）	DVDで1本
④	提案秒数	MPEG-4（拡張子は『.mp4』）/ 9：16 のフルHD（1080 i）	DVDで1本
⑤	15 秒または 30 秒	4（3）で使用する規格	DVDで各1本
⑥	提案秒数	4（3）で使用する規格	DVDで各1本

※上記ファイルにコピーガードは行わず、発注者がパソコン等により複製できるようにすること。また、すべてのファイルについてウイルスチェックを行うこと。

※上記表中⑤⑥については、4（3）で使用する規格が複数ある場合は、それぞれについて納品すること。なお、上記表中①～④のいずれかの規格と同じである場合は、納品不要とする。

ウ 4（2）のポスター（納品日：ポスター案の本市承認日から起算して14日以内）

規格（サイズ）	媒体	本市納品数量
B2縦	紙	フルカラー印刷で 100枚
	電子データ ※ファイル形式PNG （拡張子は『.png』）	CDで1本

※上記ファイルにコピーガードは行わず、発注者がパソコン等により複製できるようにすること。また、ウイルスチェックを行うこと。

エ 4（4）の広報効果の検証・分析報告書（納品日：令和8年3月19日まで）

（2）納品場所

大阪市民局ダイバーシティ推進室男女共同参画課
（大阪市北区中之島1-3-20 大阪役所4階）

5 業務管理体制

（1）業務を確実かつ効果的に実施できる適切な人員体制を確保すること。

（2）業務担当者への指導・助言、マネジメントを行う業務統括者を配置し、発注者へ届け出ること。また、スケジュール管理を適切に行うとともに、コンプライアンスや個人情報保護、守秘義務の遵守に関する管理を的確に行うこと。

6 再委託について

- (1) 業務委託契約書第 16 条第 1 項に規定する「主たる部分」とは、委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等をいい、受注者はこれを再委託することはできない。

- (2) 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。

- (3) 受注者は、6 (1) 及び (2) に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

なお、元請の契約金額が 1,000 万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する。

- (4) 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、6 (3) に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の 3 分の 1 以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。

- (5) 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第 12 条第 3 項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を業務委託契約書第 16 条第 2 項及び第 16 条の 2 第 2 項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

7 その他

- (1) 守秘義務について

受注者は、委託業務の遂行上知り得た情報は、受託業務遂行の目的以外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

- (2) 著作物について

○ 制作した動画・ポスターの権利許諾状況については発注者に報告すること。

- 動画・ポスターの制作にあたっては、男女共同参画社会の実現を目指す表現ガイドライン（大阪府府民文化部）、色覚障害のある人に配慮した色使いのガイドライン（大阪府）を確認し、これらを遵守すること。

（３） 障がいのある人への合理的配慮の提供に関する研修等の実施

受注者は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）に基づき、合理的配慮の提供が適切になされるよう、大阪市が定めた「大阪市における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を踏まえた、従事者向けの研修等を実施すること。また、「令和 7 年度 障がいを理由とする差別の解消の推進のための合理的配慮の提供に係る研修実施報告書」（別紙 2）を研修実施後速やかに発注者に提出すること。

（４） その他留意事項について

- 受注者は、職業安定法等の労働関係法令に違反しないこと。
- 受注者が本業務を遂行するにあたり必要となる経費については、すべて業務委託料に含まれるものとする。
- 本庁舎内への搬入・搬出車両入庫の際は、車高 2.1m 以下の車両となるようにすること。車高が 2.1m を超える場合は、事前に発注者と協議し、2.8m を超えないようにすること。
- 本仕様書に記載のない事項及び業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、その都度、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

8 担当

大阪市民政局ダイバーシティ推進室男女共同参画課

（大阪市北区中之島 1-3-20 大阪市役所 4 階）

TEL 06-6208-9156

ひとりで

悩んでいませんか？

大阪市には
女性のための相談先があります。

あなたの悩みを
専門の相談員がお聞きします。

▶ 詳しくはこちら



しんどい気持ちを
聞いて欲しいときは

サポートが必要なときは
(関係機関への同行、緊急避難、自立支援等)
【対象:性的な被害や親族間暴力など女性が
陥りやすい様々な困難を抱える方】

クレオ大阪 女性総合相談センター

☎ 06-6770-7700

相談
時間

火～土 10:00～20:30
日・祝 10:00～16:00

月曜日(祝休日を除く)、
祝休日の翌日(日・休日を除く)
12月29日～翌年1月3日は休み

大阪市 女性相談支援員

☎ 06-6208-7289

相談
時間

月～金 9:00～17:00

土日祝、
12月29日～翌年1月3日は休み

令和7年度 障がいを理由とする差別の解消の推進
のための合理的配慮の提供に係る研修実施報告書

1 事業者名等

事業者名			
担当者名			
連絡先			

2 研修内容

月 日	講師・研修方法等	時間 (分)	対象(受講人数)

公益通報等にかかる特記仕様書

（条例の遵守）

第1条 受注者および受注者の役職員は、当該業務の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」（平成18年大阪市条例第16号）（以下「条例」という。）第5条に規定する責務を果たさなければならない。

（公益通報等の報告）

- 第2条 受注者は、当該業務について、条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を大阪市民局総務部総務担当（総務グループ）（連絡先：06-6208-7311）へ報告しなければならない。
- 2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第12条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を大阪市民局総務部総務担当（総務グループ）（連絡先：06-6208-7311）へ報告しなければならない。
- 3 発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに大阪市民局総務部総務担当（総務グループ）（連絡先：06-6208-7311）に報告しなければならない。

（調査の協力）

第3条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

（公益通報に係る情報の取扱い）

第4条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（発注者の解除権）

第5条 発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約（協定）を解除することができる。（指定管理者の指定を取り消すことができる。）

生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.0 版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること
※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます
<https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html>
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと
- 文章生成 AI 以外の画像・動画・音声などの生成 AI の利用は禁止する
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること
- 生成・出力内容は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、原則として、加筆・修正のうえ使用すること
なお、生成・出力内容の正確性等を確認したうえで、加筆・修正を加えずに資料等として利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえ、利用すること
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること